

新型コロナウイルス感染症が発生した場合における 吹田市の情報公表についての基本的な方針

- 新型コロナウイルス感染症の感染者情報等については、感染症のまん延防止と感染された方等の人権への配慮、並びに個人情報保護の観点から、必要な範囲のみ公表いたします。
- また、個人の特定につながる感染者の住所地や施設の名称等は原則として公表しません。ただし、感染拡大防止の観点から広く注意喚起が必要な場合については、大阪府と連携をし、その施設の名称等について公表いたします。
- 現在、感染者に係る情報については、大阪府が一括して公表しています。本市では、大阪府との緊密な連携のもと感染対策を行っており、大阪府の公表内容以上の情報は公表いたしません。
- なお、事業所や団体等が自主的に情報を公表されることがありますが、市としては、前述の広く注意喚起が必要な場合を除き、改めて公表はいたしません。

(参考)国における情報の公表に係る方針

「新型コロナウイルス感染症が発生した場合における情報の公表について(補足)」

(令和2年7月28日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)